山元町監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により、令和2年度定期監査の結果 を次のとおり公表する。

令和2年12月17日

山元町監査委員 淀 川 昭 山元町監査委員 阿 部 均

令和2年度定期監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により下記のとおり報告します。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施しました。

記

1 監査実施時期及び対象課等

月日	対 象
11月13日(金)	議会事務局、監査委員事務局、町民生活課、会計課
	税務課、企画財政課
11月16日(月)	総務課(消防団含む)、選挙管理委員会
	坂元支所、防災拠点・坂元地域交流センター、教育総務課
11月17日(火)	坂元小学校、坂元中学校、山下第二小学校
	山下小学校、山下中学校、山下第一小学校
11月19日(木)	 子育て定住推進課、保育所、こどもセンター、保健福祉課
	1月で足圧症連絡、体育が、ことのピック 、体促曲症体
11月24日(火)	防災拠点・山下地域交流センター、生涯学習課、中央公民館
	(現地確認)

2 監査の実施内容及び着眼点

職員が「行政」「財政」に関する現状分析をどのような認識で捉え職務を全うしているかについて、次に掲げることを主眼とし関係責任者等から説明を受け、質疑及び現地確認により監査を実施した。

- (1) 前回の監査で指導及び指摘した事項は改善されたか。
- (2) 監査時点で予算の執行は、計画的かつ効率的に執行されているか。
- (3) 事務処理は能率的・効率的に行われていたか。
- (4) 各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。
- (5) 各課等間の連携・整合性がとれているか。

3 前回の指摘事項なし

4 監査の結果

事務処理等についてはおおむね適正に執行されていると認められた。なお、指摘事項は特にないが、次の点について留意されたい。

- (1) 課内における内部チェック機能の充実、徹底強化を図られたい。
- (2) 今後、町税等の歳入減が予測されるため、ふるさと納税のPR等、町の歳入増加対策の強化を図られたい。
- (3)過疎対策事業債について、今後の償還及び財政状況を見通した運用を図られたい。
- (4) ぐるりん号、デマンドタクシーについて、中学校統合により開始されるスクールバスの運用を含め、費用対効果が向上する運用の検討を図られたい。
- (5) マンパワー不足を解消するため、現在の事務量に見合った人員の確保を図られたい。